

松茂スマート I C 周辺地区計画（都市計画決定年月日：平成29年8月15日）

1) 地区計画計画書及び計画図

名 称	松茂スマート I C 周辺地区計画	
位 置	松茂町長岸の一部	
面 積	約2.2ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	<p>2015年(平成27年)3月に、徳島自動車道の鳴門 J C T (ジャンクション)～徳島 I C (インターチェンジ)が開通し、徳島県と香川県にまたがる四国東北部において高松道と徳島道のダブルネットワークが完成することで、物流の効率化などの進展が期待される場所である。</p> <p>また、鳴門 J C T と徳島 I C の間に設置された松茂スマート I C は、徳島阿波おどり空港に直結する主要地方道徳島空港線と接続したことで、空港へのアクセスが大きく向上し、物流面において重要な役目を担っている。</p> <p>その松茂スマート I C の東に位置し、徳島空港線沿道である当地区は、沿道のみでなくその背後地の可能性も大きく高まったが、市街化調整区域であるため、機能しておらず、また、これまで農業中心の地区であったため、道路整備も進んでいないのが現状である。</p> <p>背後地も含めた土地の有効活用を図るため、区画道路を配置し、松茂スマート I C による物流施設の需要や周辺環境との調和に配慮しつつ、開発を適切に誘導するなど、松茂スマート I C と徳島阿波踊り空港を結ぶ幹線道路沿道としての立地条件を活かした良好な環境を有する地区の形成を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>物流・流通系施設、商業系施設及び沿道サービス系施設等の立地を誘導する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>松茂スマート I C が接続する主要地方道徳島空港線沿道の背後地の有効利用を図るために、適切な規模の区画道路を配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 適正かつ合理的な土地の有効利用を図りつつ、良好な環境の形成のため、建築物の用途の制限及び建蔽率の最高限度を定める。</li> <li>2. 良好な環境と防災性能の向上を図るため、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物の壁面の位置の制限を定める。</li> <li>3. 良好なまちなみ景観の向上を図るため、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。</li> <li>4. 緑豊かで良好な地区環境を目指し、壁面後退部分を緑化するなど敷地内の緑化推進に努める。</li> </ol>

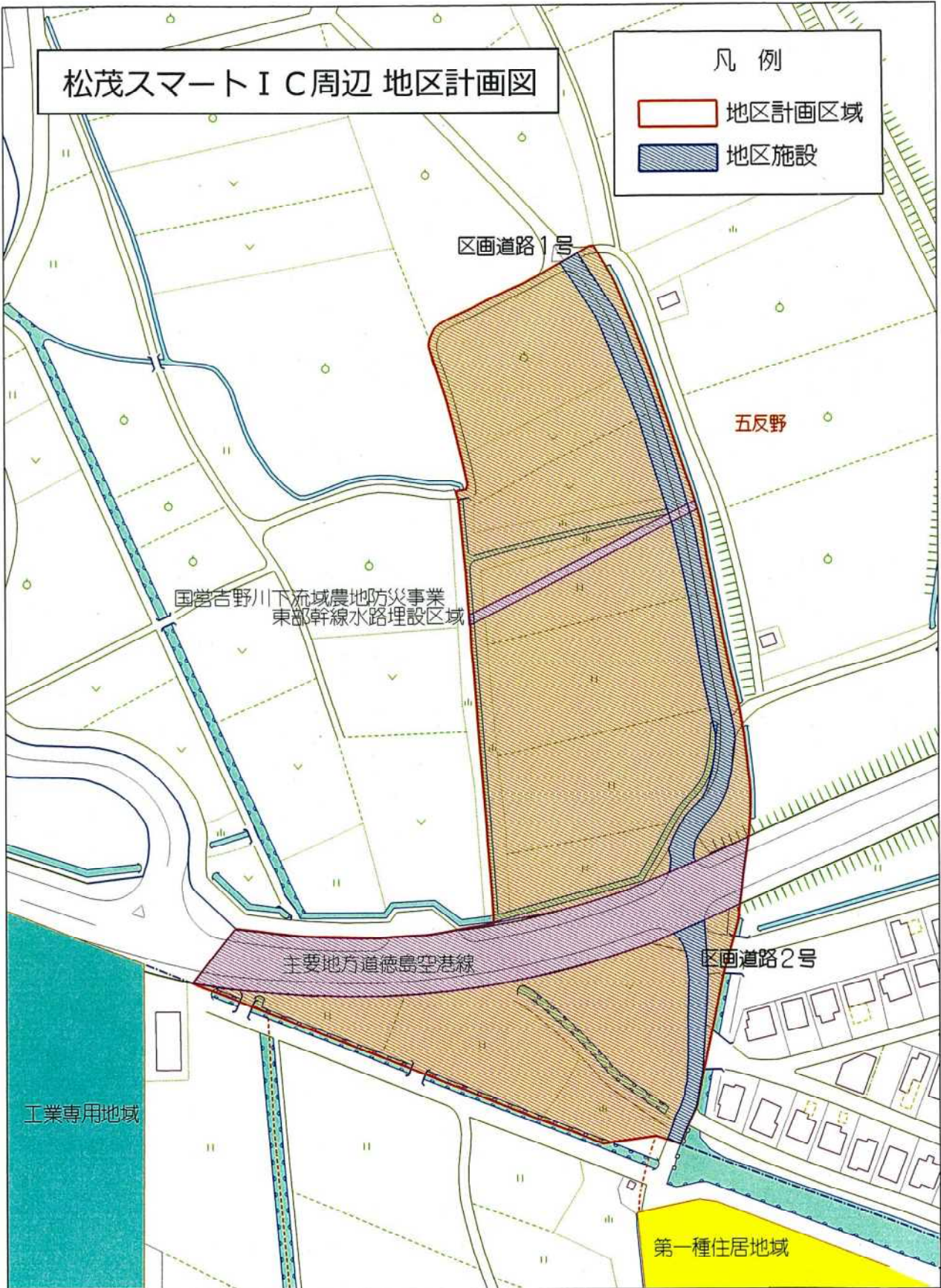
地 区 整 備 計 画	位 置	松茂町長岸の一部				
	面 積	約2.2ha				
	地区施設の 配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考
			区画道路1号	9 m	約200m	
			区画道路2号	6 m	約80m	
	地区の面積	約2.2ha				
	建築物の 用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1. 建築基準法別表第2(い)項第1号から第4号に掲げる建築物</p> <p>2. 建築基準法別表第2(に)項第6号に掲げる建築物</p> <p>3. 建築基準法別表第2(り)項に掲げる建築物</p>				
	建蔽率の最高限度	10分の6				
	建築物の 敷地面積の 最低限度	1,000㎡				
		<p>ただし、次のいずれかに該当する土地については、この限りでない。</p> <p>1. 巡査派出所、公衆電話所、その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合。</p> <p>2. 当地区計画の都市計画決定時に、当地区計画に定めた敷地規模に適合しない建築物の敷地として使用されている土地又は所有権その他の権利が設定されている土地で、その全部を一つの敷地として使用する場合。</p> <p>3. 当地区計画により隣地が開発され、残地となった場合。</p>				
建築物の壁面 の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とし、地区計画区域外の農用地までの距離は10.0m以上とする。					
建築物等の 形態又は 意匠の制限	<p>1. 建築物の屋根、外壁は、周辺環境に配慮したものとする。</p> <p>2. 照明を設置する場合は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 周辺環境に配慮したものとする。</p> <p>(2) 業務上必要な照度を超えた照度としないこと。</p> <p>(3) 光源が直視されない構造とし、上方向及び敷地外に直接光を出さない構造とすること。</p>					
垣又はさくの 構造の制限	<p>道路境界線及び敷地境界線に面して垣又はさくを設置する場合は、周囲の環境及び景観と調和した構造とすること。</p> <p>壁面後退部分は、緑化に努めること。</p>					

「区域は、計画図表示のとおり」

# 松茂スマート I C 周辺 地区計画図

## 凡例

- 地区計画区域
- 地区施設



縮尺 1 / 1,500 | 45m